

令和3年度特定健診受診率向上対策事業業務委託に関する仕様書

1. 基本事項

この仕様書は、箕面市(以下「市」という。)と受託者との間の特定健診受診率向上対策事業業務委託について必要な事項を定めるものとする。なお、この仕様書は当該業務委託内容及びその他必要な事項を明示したものであり、本業務の実施にあたって、当然に遂行しなければならないことはもとより、記載のない事項についても、本業務に必要と認められることについて、双方が常に密接な連携を保ち、契約金額の範囲内で目的達成のため、業務を遂行しなければならない。

2. 委託の目的

大阪府箕面市(以下「甲」という)の令和元年度の特定健康診査の受診率は35.1%であり、国の設定する令和5年度に全保険者の受診率70%という目標値との乖離は大きい。本計画の実現のためには、今までにない受診率向上の試みが必要であり、データを活用した特定健診の未受診者及び継続受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、確実に実施することを目的とする。

3. 甲が行う業務

関係データ等の提供

- (1) 甲は委託業務に使用するため、健診結果データ等(別紙1-1「甲が乙に提供するデータ等」)を乙に提供する。
- (2) データの提供に当たっては、原則として、甲から乙へLGWANを通じて提供するものとする。
- (3) (2)の運用ができない場合は、乙が指定するセキュリティの担保されたファイル共有サービス、または追跡可能な配送サービス(レターパック、書留、特定記録郵便、ゆうパック等)の利用により甲乙間でデータの授受を行う。
- (4) (2)、(3)とも運用ができない場合は、甲乙協議の上、個別に提供方法を定める。

4. 乙が行う業務

(1) データ分析業務

乙は前項により甲が提供するデータ等について、乙が独自に開発した人工知能を用いて、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

ア データ分析を可能にするためのデータ加工業務

甲から提供される各データファイルを統合し、可能な限り欠損している値に関してはそれを埋める等、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

イ 受診勧奨すべき対象者の特定業務

データ分析により、健診対象者ごとの健診受診の予測値(受診確率)を算出する等し、受診勧奨すべき対象者を特定する。

ウ 受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務

イにより特定した「受診勧奨すべき対象者」を、健康意識等のデータを機械学習によって独自に開発した人工知能を用いて分析し、対象者の特徴別に5つ以上のグループに分類する。

エ 受診勧奨対象者の決定業務

健診対象者の健診受診の予測値(受診確率)及び健康意識等による個別特徴を加味し、通知勧奨の対象人数に合わせて、①受診勧奨すべき対象者を特定し、②その対象者が属するグループに適した受診勧奨メッセージを作成する。これに対する甲の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。

オ 分析結果等の利用

甲から提供されたデータ等について、個人が識別できないよう加工した分析結果及び統計情報を乙の業務の改善、製品開発、新規事業等に利用(複製、複写、改変、第三者への提供を含む。)する。

カ 個人情報の廃棄等

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報(乙が自ら収集した個人情報を除く。)が記録された資料または媒体等を、この契約の有効期間終了後6ヶ月以内に廃棄する。

(2)通知による受診勧奨業務

乙は(1)に定めるデータ分析の結果を基に、次のとおり受診勧奨を実施する。

ア 対象者

分析により全健診対象者の中から特定した受診勧奨すべき対象者のうち、甲が合意した者

イ 通知物の内容

通知物(受診勧奨用資材)については、ソーシャルマーケティング手法を活用し、500名以上のインタビュー調査をもとに勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的な通知物を修正したもので、350自治体以上の受診勧奨事業において既に実績があるものを修正して活用する。なお、通知物は5種類以上とする。(注:ソーシャルマーケティング手法とは、想定されるタイプへのインタビュー調査を基に行動科学モデルにもとづき勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的なメッセージを作成する手法をいう。)

ウ 通知物の印刷

甲が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した通知物を圧着形式のはがき、リーフレット、単版はがき又は封書の形式で印刷する。

エ 通知物の宛名印字

宛名印字に関しては甲の意向により漢字又はカナ印字にて行う。

乙の指定する形式の外字ファイルを提供できる場合、外字への変換を対応する。漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。この際、転居情報等は、甲が提供する情報に全て反映されているものとする。なお、宛名印字に使用するデータ授受の回数は、当該データに不備がある場合等を除き、原則1回とする。

オ 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、甲に事前に校正の確認を行う。乙は、甲の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。

カ 受診勧奨対象者の最終決定

既健診受診者等の除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則、発送日の約2週間前までに甲が乙へ提供し、それ以降の勧奨対象者の変更は行わないものとする。

キ サンプル納品

通知物発送後速やかに、甲に対し各10部のサンプルを納品する。

甲が追加でサンプルを必要とする場合は、乙が別途有償で提供するものとする。その際は通知物の印字発送の料金から郵送料を抜いた料金とする。

(3) 報告及びその他業務

乙は委託期間中、下記の報告等を行う。

ア 年度末報告業務

委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等(全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率を年間及び月別の集計を含む)について効果検証を実施し、その結果を甲に対し報告を行う。

報告に当たって必要なデータは、甲から乙へ直接提供する。報告書は50ページ以上で作成し、報告書に記載する結果は、受診勧奨における介入研究で論文を公表している自社に在籍する研究者(公衆衛生修士・博士)による示唆を踏まえたものとする。

上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、甲に提案を行う。

イ その他必要とされる業務

甲の取り組み状況に応じて必要と考えられる事業を提案し、甲との同意のもと実施する。この契約内容に定めのない事業の実施を検討する場合は、甲及び乙の協議にて単価等を設定し実施する。

5. 甲・乙が行う業務

(1) 委託業務の開始に当たり、甲・乙は委託業務の詳細を決定する打合せを実施する。

(2) 打合せ場所や日時、方法については、甲及び乙が協議の上で決定する。

6. その他の特記事項

(1) 乙は他県の国民健康保険連合会からの委託による受診率向上事業実施の実績を有するものとする。

(2) 乙は自治体での受診勧奨業務について、5%以上の受診率向上実績を有するものとする。

(3) 乙は自治体での受診勧奨業務について、300万件以上の発送実績を有するものとする。

(4) 乙は自社に在籍する研究者(公衆衛生修士・博士)及び人工知能での分析を行う者を含む体制図を甲に提示するものとする。

- (5) 乙は甲が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処する。
- (6) 通知物が、宛先人不明等の理由から不着として乙に返送された場合、委託業務完了後に原則廃棄を行う。
- (7) その他、業務仕様書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定める。